

各種優遇措置 詳細

区分	外国人投資地域		自由貿易地域	経済自由区域
	団地型外国人投資地域	個別型外国人投資地域		
法的根拠	・ 外国人投資促進法第18 条		・ 自由貿易地域の指定および運営に関する法律	・ 経済自由区域の指定および運営に関する特別法
指定目的	・ 外資誘致、高度技術移転、雇用創出		・ 外資誘致、貿易振興、地域開発、国際物流基地育成	・ 外資誘致、国家競争力の強化、地域均衡発展
指定位置	・ 産業団地内	・ 制限なし(希望地域)	・ 産業団地、空港および後背地、物流ターミナルおよび物流団地、港湾および後背地	・ 国際空港、港湾周辺地域
地域特性	・ 賃貸団地運営原則	・ 個別事業場単位指定	・ 非関税地域	・ 特別行政区域水準(自治団地組合)
立地形態	・ 集積地域	・ 個別工場	・ 集積地域	・ 集積地域
指定権者	・ 市長・道知事 外国人投資委員会の議決		・ 産業通商資源部長官	・ 産業通商資源部長官
指定地域	・ 天安、大佛、泗川、五倉、亀尾、 長安1、仁州(忠南)、堂洞(京畿)、智士(釜山)、長安 2、達城(大邱)、 亀尾(部品)、梧城(部品)、益山(部品)、昌原(部品)、美音(部品)、天安5(忠南)、月田(光州)、文幕(江原)、鎮川山水(忠北)、宋山2(忠南)、益山(食品)、忠州(忠北)、宋山2-1、光陽世豊	・ 韓国太陽誘電、J.S.T、KOREA AUTOGLASS、BASF、 ドンブハイテックのほか多数	・ 産業団地型: 馬山、群山、大仏、栗村、東海、蔚山、金堤 ・ 港湾: 釜山港、光陽港、浦項港、平澤・唐津港、仁川港 ・ 空港: 仁川国際空港	・ 仁川、釜山・鎮海、光陽湾圏、 黄海(平澤、始興、玄徳)、大邱・慶北(亀尾、慶山、永川)、東海岸圏(江陵、東海)、忠北(五松、清州)
入居資格(業種)	・ 外国人投資持分30%以上等 ・ 製造業、物流業等 ・ 契約後5 年以内に賃貸敷地価額の1倍のFDI 条件	外国人投資企業&FDI 条件 ・ 製造業：3,000万ドル以上 ・ 観光業：2,000万ドル以上 ・ 物流業：1,000万ドル以上 ・ R&D：200万ドル以上(3 年以上 修士10 人)	・ 輸出主目的の内外国企業 ・ 外国人投資企業 ・ 輸出入取引主目的卸売業 ・ 複合物流関連事業	・ 外国人投資企業 ・ 製造業、物流業、医療機関、教育機関、外国放送、金融機関など
関税賦課	・ 資本財投資申告日から5 年間免除		・ 関税留保(輸入物品、資本財)	・ 資本財5 年間免除
賃貸料	・ 敷地価額 10/1,000 水準(産業通商資源部告示) ・ 高度技術 100万ドル以上 :100% ・ 一般製造&500万ドル以上 :75%(部品素材公団は 100%)	・ 国共有地の場合、100% 減免	・ 敷地価額 10/1,000 水準(企画財政部との協議後、管理権者を決定) 一定要件充足時に、工場敷地および標準工場賃貸料を10年間免除(100万ドル以上の新規投資の高度技術随伴事業および産業支援サービス業)	・ 敷地価額 10/1,000 水準(管理庁決定) ・ 条例等により管理庁が決定(50%~100%)